

改正後	現行
<p><b>第6 指定管理者が行う業務の範囲</b></p> <p>指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとし、利用者が安全かつ快適に利用できるように、指定管理者の責任において行うものとする。なお、業務を部分的に専門の事業者等に委託しようとする場合は、書面で宮崎市長の承認を得なければならない。</p> <p>(省略)</p> <p>(2) 施設の管理業務</p> <p>指定管理者は、各年度の2月末日までに、当該年度の翌年度に係る管理業務及び実施スケジュールを作成し、宮崎市の承認を得たうえで、施設の適正な維持管理に当たるものとする。</p> <p>① 植栽の管理（別記作業スケジュールのとおり）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 芝生管理                     <ul style="list-style-type: none"> <li>散水、芝刈、目土散布、除草、殺菌、殺虫、施肥（土壌処理剤散布を含む）など</li> </ul> </li> <li>・ 低木及び高木等管理                     <ul style="list-style-type: none"> <li>剪定、草刈、除草、殺菌、殺虫、施肥 など</li> </ul> </li> </ul> <p>② 施設及び設備の管理</p> <p>清掃、廃棄物の処理、巡回、その他の設備機能保全のための修繕など</p> <p>ただし、下記の管理業務については、こどものくにを運営する宮崎交通株式会社が実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防設備保守点検＜法定＞（機器点検1回、総合点検1回）</li> <li>・ 自家用電気工作物保守点検＜法定＞（2ヶ月に1回点検、年次点検1回）</li> <li>・ 合併処理浄化槽点検＜法定＞（月次点検1回、清掃・水質検査年1回）</li> <li>・ 機械換気設備点検＜自主＞（2ヶ月に1回点検）【事務所衛生基準規則】</li> <li>・ 照明設備点検＜自主＞（6ヶ月に1回）【事務所衛生基準規則】</li> <li>・ 駐車場維持管理業務＜自主＞（通年）</li> <li>・ 冷暖房設備点検＜自主＞（3ヶ月に1回点検）</li> </ul> <p>【フロン排出抑制法に基づく第1種特定製品】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他の設備点検＜自主＞</li> </ul> <p>(省略)</p>	<p><b>第6 指定管理者が行う業務の範囲</b></p> <p>指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとし、利用者が安全かつ快適に利用できるように、指定管理者の責任において行うものとする。なお、業務を部分的に専門の事業者等に委託しようとする場合は、書面で宮崎市長の承認を得なければならない。</p> <p>(省略)</p> <p>(2) 施設の管理業務</p> <p>指定管理者は、各年度の2月末日までに、当該年度の翌年度に係る管理業務及び実施スケジュールを作成し、宮崎市の承認を得たうえで、施設の適正な維持管理に当たるものとする。</p> <p>① 植栽の管理（別記作業スケジュールのとおり）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 芝生管理                     <ul style="list-style-type: none"> <li>散水、芝刈、目土散布、除草、殺菌、殺虫、施肥（土壌処理剤散布を含む）など</li> </ul> </li> <li>・ 低木及び高木等管理                     <ul style="list-style-type: none"> <li>剪定、草刈、除草、殺菌、殺虫、施肥 など</li> </ul> </li> </ul> <p>② 施設及び設備の管理</p> <p>清掃、廃棄物の処理、巡回、その他の設備機能保全のための修繕など</p> <p>ただし、下記の管理業務については、こどものくにを運営する宮崎交通株式会社が実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防設備保守点検＜法定＞（機器点検1回、総合点検1回）</li> <li>・ 自家用電気工作物保守点検＜法定＞（2ヶ月に1回点検、年次点検1回）</li> <li>・ 合併処理浄化槽点検＜法定＞（月次点検1回、清掃・水質検査年1回）</li> <li>・ 機械換気設備点検＜自主＞（2ヶ月に1回点検）【事務所衛生基準規則】</li> <li>・ 照明設備点検＜自主＞（6ヶ月に1回）【事務所衛生基準規則】</li> <li>・ <u>機械警備業務＜自主＞（通年）</u></li> <li>・ 駐車場維持管理業務＜自主＞（通年）</li> <li>・ 冷暖房設備点検＜自主＞（3ヶ月に1回点検）</li> </ul> <p>【フロン排出抑制法に基づく第1種特定製品】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他の設備点検＜自主＞</li> </ul> <p>(省略)</p>